

令和2年(2020年)3月25日付け
経済産業大臣宛て

本事業は、稚内市で平成17年から運転している「ユーラス宗谷岬ウインドファーム」(最大出力57,000kW、57基。以下「既設風力発電所」という。)の更新を行うものであり、約1,457haを対象事業実施区域として、最大出力は同程度とし、既設風車より大型化した15基程度の風車による風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域にはそのほぼ全域に重要な地形である宗谷丘陵の周氷河地形が分布しているほか、同区域の大部分を特定植物群落や保安林などの重要な自然環境のまとまりの場が占めている。また、対象事業実施区域及びその周辺は、オジロワシやオオワシなどの希少猛禽類をはじめとする鳥類の渡りのルートとしても重要な地域であり、既設風力発電所ではこれまでにオジロワシのバードストライクが多発しているほか、当該区域の西側は市街地と近接し、住居や学校等が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置等、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

なお、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等においては、事後調査を実施すること。

(2) 更新事業である本事業による影響の評価に当たっては、単に現況からの変化のみに着眼することなく、既設風力発電所の供用時の調査や本事業に係る現地調査等により、既設風力発電所が及ぼしている環境影響の程度を客観的に把握し、それを勘案した上で適切に評価すること。

(3) 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者が計画している風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的影響が懸念される。このため、これら他事業者から必要な情報を入手した上で、2の個別的事項に示すとおり、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

また、他事業者に累積的影響の検討に必要な情報提供を依頼する場合は、本事業の環境影響評価に関する情報を他事業者に提供するなど、関係する事業者間で相互に環境保全のための有用な情報共有が図られるよう努めること。

(4) 稚内市では「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」を定めており、同ガイドラインの遵守に関して、稚内市と十分に協議を行うこと。

- (5) 今後の手続きに当たっては、住民及び関係団体等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。
- (6) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、環境影響評価図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働による窒素酸化物及び粉じん等について、他事業者の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 騒音及び超低周波音、振動

ア 対象事業実施区域の周辺には住居のほか、特に配慮が必要な施設である学校も存在しており、工事の実施や施設の稼働に伴い、騒音及び超低周波音による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

イ 工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働による騒音及び振動について、他事業者の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 施設の稼働による騒音及び超低周波音について、他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報を収集した上で、他事業者の風力発電事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

エ 騒音及び超低周波音による生活環境への影響については不確実性があることや、住居等から風車設置検討エリアまでの離隔距離が十分に確保されておらず風車騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分などにより不快感が生じる可能性があることから、適切な機種選定などにより可能な限り影響の低減を図るとともに、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

(3) 水質

ア 対象事業実施区域には水産資源保護法に基づく保護水面である増幌川及びその支流があり、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される。このため、関係機関と協議を行い水域利用の状況を踏まえた上で、水質への影響を回避又は十分に低減できるよう環境保全措置を講ずること。

イ 工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。

(4) 地形及び地質

事業実施想定区域のほぼ全域が重要な地形である周氷河地形と重複しており、地形改変に伴い重大な影響が懸念される。このため、改変区域の検討に当たっては、できる限り当該地形の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

(5) 風車の影

ア 対象事業実施区域の周辺には住居のほか、特に配慮が必要な施設である学校も存在しており、施設の稼働に伴い、風車の影による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

イ 施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

また、他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報を収集した上で、他事業者の風力発電事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(6) 動物

ア 本方法書では、動物調査の踏査ルートが土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。

イ コウモリ類の調査については、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バットストライクの影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、オジロワシ及びオオワシの分布情報により、特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベル A2 に該当するほか、本方法書でも示されているように海ワシ類などの鳥類の渡りのルートとなっており、既設風力発電所ではこれまでにオジロワシのバードストライクが多発している。このため、これらの種をはじめとする鳥類のバードストライクや移動経路の阻害、生息への影響等について、専門家等から助言を得ながら飛翔行動及び衝突事故発生事例の分析等に関する最新の知見を可能な限り収集した上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。また、風車の配置の検討に当たっては、オジロワシの死骸が確認された既設風車位置を避けることなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

エ ブレードが回転することにより出現する球状の衝突危険空域は、宗谷地域に集中する他の風力発電事業と連続することで長大な障壁空間となる。そのことによってもたらされる鳥類等のバードストライクの増加や忌避反応による生息地の減少、変更、消失及び飛翔ルートの変更によるエネルギーロスなど、生息環境の変化等を通じて鳥類に累積的な影響が及ぶことが懸念される。

このため、本事業に係る調査結果のみならず、他の風力発電所でのバードストライクの事例や回避行動などのデータはもとより、宗谷地域における他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報や先事業者が設置する協議会での検討結果を入手した上で、専門家等から助言を得ながらそれらの累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(7) 植物

ア 本方法書では、植物調査の踏査ルートが土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。

イ 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、対象事業実施区域内に広く分布している特定植物群落（宗谷丘陵ササ草原）については、当該群落への影響を回避するため、現地調査によりその存在する区域を明らかにした

上で改変区域から除外すること。

ウ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

(8) 生態系

注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること。

(9) 景観

フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成することなどにより、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとするとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、実際の視覚的印象を反映したものとすること。

また、他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報を収集した上で、他事業者の風力発電事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(10) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 対象事業実施区域に一部含まれる「稚内フットパス（宗谷丘陵フットパス）」などの人と自然との触れ合いの活動の場については、本事業の実施に伴う騒音、風車の影及び景観変化等による重大な影響が懸念される。このため、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、工事の実施や施設の存在のみならず、施設の稼働による影響も含め適切に予測及び評価を実施すること。

イ 工事用資材の搬出入に伴うアクセスルートへの影響について、他事業者の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(11) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査及び予測を実施すること。